

平成20年度
畜産物価格関連対策の概要
(飼料増産に向けた支援について)
未定稿

(平成20年2月)

生産局畜産部畜産振興課
草地整備推進室

国産飼料資源活用促進総合対策事業（拡充）

飼料米導入定着化緊急対策
エコフィード等利用促進対策
自給飼料増産緊急対策

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等による配合飼料価格の上昇により、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれつつある。

このため、緊急に青刈とうもろこし等の高栄養な自給飼料の一層の増産を図るとともに、この緊急的な生産拡大により不足する労働力を補完するため、コントラクター（飼料生産の作業代行を受託する組織）の育成・拡大、飼料用米や未活用資源の飼料利用の拡大・定着により、自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大を図る。また、レンタルカウを活用した放牧の導入促進及び専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大、家畜の飼養技術の改善・改良によるさらなる生産性の向上等を図り、飼料資源をめぐる新たな国際環境に対応できる畜産の生産構造の確立を図る。

2 事業の内容

(1) 青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規）

飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養飼料作物の作付を促進する。

(2) 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充）

青刈とうもろこしの緊急生産拡大等に伴う労働力不足に対応するため、飼料生産を担う受託組織の育成・拡大を一層推進し、自給飼料の増産を図る。

(3) 飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

飼料用米の利活用モデル実証の全国展開を図るとともに、飼料用米の円滑流通や配合飼料原料としての利用に必要な機械施設の整備に対する支援を行う。

(4) 粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

ア 高位生産草地等への転換促進

生産性の低下が懸念される草地の高位生産草地等への転換を促進する。

イ 粗飼料の効率的利用推進

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧経験牛の貸し出し（レンタルカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

ウ 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、稲発酵粗飼料用等の生産拡大に応じた専用品種の種子の供給体制を緊急に整備する。

(5) 未活用資源飼料化促進事業（拡充）

ア 新たにエコフィードの生産・利用に取り組もうとする地域における専門技術者の確保・育成等の取組に対する支援を行う。

イ 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくずやDDGS等新たな飼料原料について、実証試験等による利用方法の検討を行う。

(6) 畜産生産性向上促進総合対策事業（拡充）

家畜の飼養技術の向上による更なる生産性の向上を図るため、相談窓口の設置や地域相談員による活動により飼養技術情報の集約、普及・指導を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額

6,867百万円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4913
担当者：山野、木下

青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規）

（自給飼料増産緊急対策）

1 事業の目的

配合飼料価格の上昇により、我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況におかれています。

こうした中、酪農や肉用牛経営においては、青刈りとうもろこし等高栄養飼料作物の生産拡大は、配合飼料の使用量を減少させることに有効であり、畜産経営の安定のためにその緊急な生産拡大が課題となっている。

このため、畜産経営等が新たにとうもろこし等の生産に取り組む際に作付面積に応じた助成を行い、早急に自給飼料に立脚した畜産経営への転換を推進する。

2 事業の内容

現在飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物を作付ける場合、取組面積に応じて、助成金（12千円/10a）を交付する。

（ただし、助成金の交付は作付け初年度に限る。）

<要件等>

- ① 対象とする作物は、青刈りとうもろこし及びソルガムである。
- ② 一戸当たり10a以上の作付けを行うこと。（北海道は50a以上。）
- ③ 事業実施から5年間は、助成対象となったほ場に青刈りとうもろこし等又はその他の飼料作物（牧草含む）を作付ける計画を有すること。

3 事業実施主体

（社）日本草地畜産種子協会

4 所要額

1,217百万円

〔事業実施期間：平成20～21年度〕

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち

飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充）

（自給飼料増産緊急対策）

1 事業の目的

配合飼料価格高騰に対応し、濃厚飼料依存から自給飼料に立脚した畜産経営の確立が求められており、特に、土地資源を有効活用した青刈とうもろこし・ソルガムや稲発酵粗飼料・飼料用米といった高栄養の自給飼料増産を図り、配合飼料給与の削減を図っていくことが緊急の課題となっている。

しかしながら、畜産経営においては、飼養規模の拡大や高齢化の進展により、飼料生産労働力が不足している状況にあることから、緊急に飼料生産を担う受託組織の育成・拡大に対する支援を強化することにより、畜産経営の安定を図る。

2 事業内容（拡充部分のみ）

（1）長大作物生産の緊急推進

青刈とうもろこし及びソルガム（以下長大作物という。）の緊急的生産拡大についての飼料生産の受託を緊急に推進するため、長大作物の作業受託面積を3年間拡大するコントラクターに対し、単年度（20年度又は21年度）に限り、長大作物の作付作業及び収穫作業の作業受託面積の拡大分について、緊急支援を行う。

<補助単価>

受託作業	補助単価（千円/ha）
飼料作付作業（長大作物に限る）	27.0
飼料収穫作業（長大作物に限る）	40.0

<対象コントラクター（事業実施者）の要件>

- ・長大作物における当該作業受託面積の規模が、北海道においては20ha以上、都府県においては2ha以上であり、かつ、本事業の実施前年度（又は19年度のうち大きい方）における長大作物の当該作業受託面積に比べ、3カ年間10%以上受託作業面積を拡大するコントラクターとする。
- ・長期受委託計画の3年度目で、補助対象外を含む受託作業延べ面積の規模が、北海道においては200ha以上、都府県においては20ha以上であること。

<留意事項>

- ・同一の受託作業について、（2）のコントラクター業務平準化促進による補助との重複は受けられない。
- ・過去に同種の作業で補助を受けた組織についても補助が受けられる。
- ・当該作業受託を開始して3年未満のコントラクターに限り、当該年度の

受託面積を補助の対象とする。

(2) コントラクター業務平準化促進（受託作業種目の拡充）

コントラクターの育成・定着を図るための受託面積に応じた助成について、飼料用稲の作付作業、飼料用米の収穫作業等を補助対象受託作業種目に新たに追加する。

<受託作業別補助単価>

受託作業	補助単価(千円/ha)		
	初年度	2・3年度	
飼料作付作業	15.0	7.5	
飼料作付作業(長大作物に限る。)	22.0	11.0	
飼料用稲作付作業	15.0	7.5	(追加)
飼料収穫作業	28.0	14.0	
稲わら収穫作業	24.0	12.0	
稲発酵粗飼料収穫・調製作業	40.0	20.0	
稲発酵粗飼料収穫・梱包作業	28.0	14.0	(追加)
稲発酵粗飼料ラッピング作業	10.0	5.0	(追加)
飼料用米収穫作業	30.0	15.0	(追加)
TMR生産調製供給作業	40.0	20.0	
堆肥処理・利用作業	32.0	16.0	
堆肥切り返し作業	6.0	3.0	
堆肥運搬作業	10.0	5.0	
堆肥散布作業	14.0	7.0	
液状きゅう肥散布作業	5.0	2.0	
草地更新作業	30.0	15.0	
放牧管理作業	10.0	5.0	

※事業実施者の要件は、従来どおり。

3 事業実施主体

全国連

4 所要額（補助率）

968百万円（定額）

〔事業実施期間：平成19～23年度（事業採択は21年度まで）〕

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち
粗飼料の効率的な利用促進（拡充）

放牧牛貸付制度構築事業

（自給飼料増産緊急対策）

1 事業の目的

配合飼料価格の高騰等の厳しい環境下においても安定して肉用牛資源を維持・拡大していくためには、点在する耕作放棄地や条件が悪い地域、高齢者が所有する牛について放牧により積極的に活用していくことが重要となっている。

このため、放牧意欲のある農家に対し放牧経験牛の貸出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築することにより、土地・牛の資源を有効活用し、肉用牛資源の維持・拡大に資するものとする。

2 事業の内容

（1）レンタカウ推進中央委員会の開催

レンタカウ制度を推進しようとする地域協議会による中央委員会を開催し、制度の円滑な実施、地域協議会の指導、地域間の事業実施の調整を行う。

（2）地域レンタカウ協議会の開催

事業実施主体が、地域において生産者団体、試験研究機関、普及組織、行政等からなる協議会を開催し、制度の構築、地域内指導及び事業の実施について協議する経費に対し、助成する。

（3）レンタカウ制度の構築・実証普及

事業実施主体が、地域レンタカウ協議会が行う次の活動に必要な経費について助成する。

① 事業への参加促進活動

<補助対象>

指導旅費、放牧保険料、現地研修会等

② レンタカウ候補牛の選定・育成及び貸付調整のための活動

<補助対象>

旅費、放牧馴致経費、候補牛導入費、放牧関連器具整備費等

<要件等>

・事業による候補牛の導入については、10頭以内であること

・事業により導入した候補牛は、償却期間の大半を放牧模範牛として供用されること

③ 放牧未経験地区への制度普及のためのモデル実証

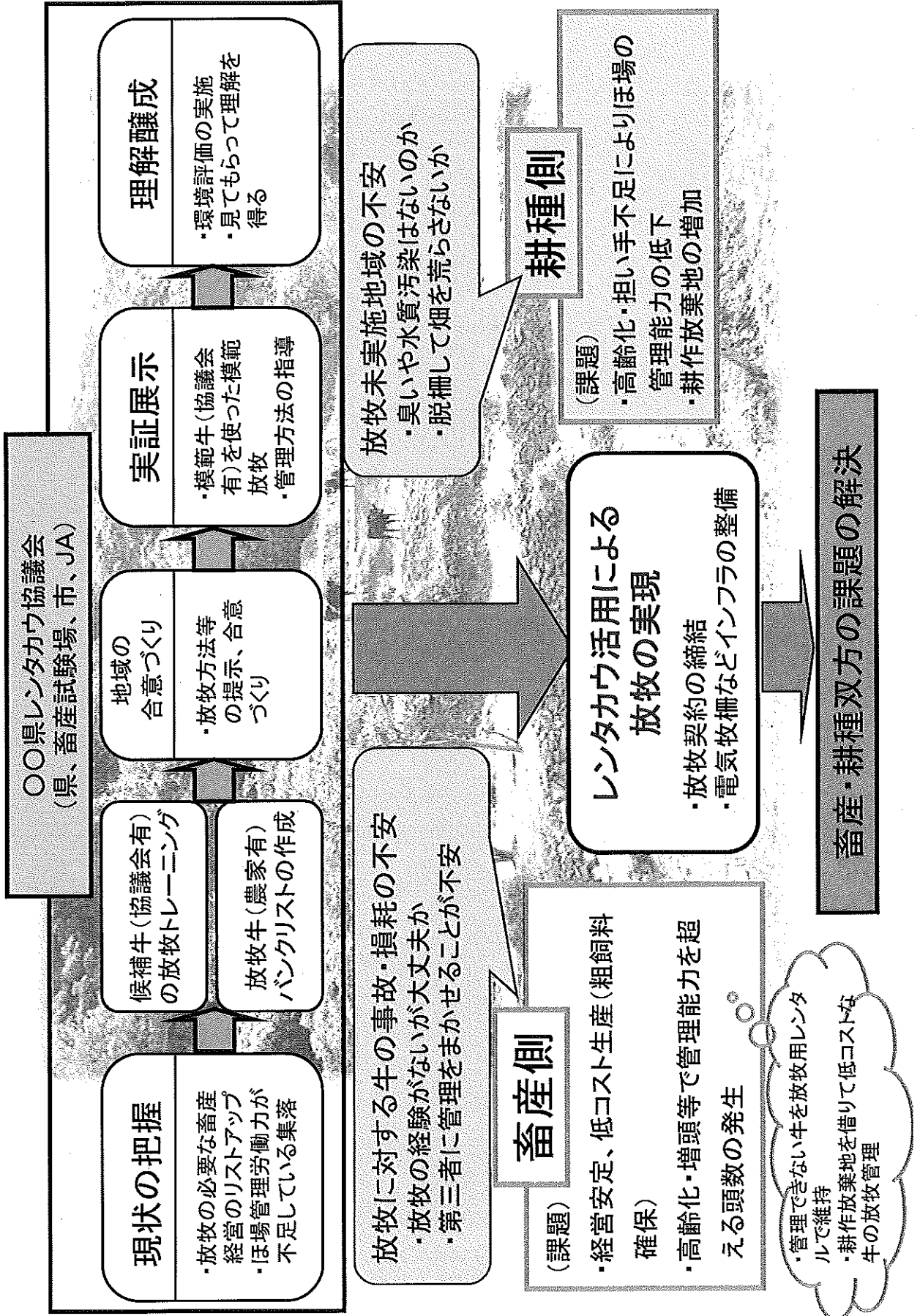
<補助対象>

指導旅費、電気牧柵・給水設備等整備費等

3 事業実施主体
(社)日本草地畜産種子協会

4 所要額
164百万円
(事業実施期間：平成20～21年度)

放牧牛貸付制度構築事業の取組例



国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち
飼料作物種子の安定供給（拡充）

飼料用稲種子確保緊急対策事業
(自給飼料増産緊急対策)

1 事業の目的

配合飼料価格高騰に対応し、耕畜連携により水田において稲発酵粗飼料（稲WCS）及び飼料用米の生産が期待されている。

しかしながら、稲WCS及び飼料用米が効率的に生産されるためには、収量の高い専用品種によって生産することが極めて重要であり、そのための専用品種の種子の確保が早急に求められている。

このため、これから見込まれる稲WCS及び飼料用米の生産拡大に応じた専用品種の種子の供給体制を緊急に整備し、円滑な稲WCS等の増産を図るものとする。

2 事業の内容

(1) 飼料用稲種子確保協議会の開催

国、都道府県、日本草地畜産種子協会、関係団体等からなる全国レベルの協議会を設置し、種子需要量の把握や採種計画の策定等を行う協議会を開催する。

(2) 飼料用稲専用品種の種子生産技術の普及

協会が、地域において飼料用稲専用品種の種子生産を行おうとする者に対し、必要となる技術を普及するための研修会の開催及び指導を行う。

<対象地域>

県レベル等での飼料用稲種子の増殖が検討されていること

(3) 飼料用稲専用品種種子の安定供給

飼料用稲専用品種の種子の全国的な需給状況により協会が供給することが必要な種子について、その品質検査及び安定供給のための保管等を行う。

3 事業実施主体

(社) 日本草地畜産種子協会

4 所要額

29百万円（定額）

（事業実施期間：平成20～21年度）

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち

飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

1 事業の目的

最近の配合飼料価格の高騰により、米が国内で生産される有力な飼料用穀物として期待され、低コスト生産技術確立試験として生産が推進されている。

しかしながら、実際に飼料用米が生産されても、国内で飼料用米の利活用が本格的に行われたことがないことから、畜産側において、飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図るとともに、米の飼料活用を可能とする環境・体制を整備することが課題となる。

このため、飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開するとともに、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討、飼料用米の利活用に必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の安定に資する。

2 事業内容

(1) 飼料用米の利用拡大を図るための検討会を開催する。(継続)

(2) 飼料用米の利活用に関する実態調査を実施する。(継続)

(3) 飼料用米（対象：20年産）の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対し助成を行う。(拡充)

<助成対象>

- ①会議開催費、②実証用米の運搬・保管費、③実証用米の調製・給与費、④調査・分析費（飼料、家畜、畜産物）、⑤マニュアル作成費、⑥飼料用米を利用した畜産物のPR活動費

<モデル集団（事業実施者）の要件>

- ・畜産農家、稲作農家（又は販売の委託を受けた者）及びその他飼料用米の利活用関係者を構成員とする協議会等であること。
- ・協議会において、関係者間において、飼料用米の取引についてルールを決めておくこと。
- ・次の①～④の取組を行うこと。
 - ①飼料用米の流通・調製に関する実証調査（必須）
 - ②飼料用米の給与による家畜・畜産物への影響調査（必須）
 - ③飼料用米を利用した畜産物の成分分析（任意）
 - ④飼料用米を利用した畜産物のPR活動（任意）

<実証用米の要件>

- ・20年産米であること。

<補助金交付の条件>

- ・実証用米の運搬・保管及び調製に係る経費に対する助成は、2.5円/kgを上限として、実費に対して行う。
- ・実証用米を生産した稲作農家が、産地づくり交付金、地域水田農業活性化緊急対策、耕畜連携水田活用対策の交付を受けたかどうかは、本補助金の交付について影響しない。

(4) 飼料用米を主食用米と区分して円滑に流通するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)

<助成対象>

- ①専用運搬車両、②区分保管用貯蔵サイロ及び付帯施設

<補助率>

- ・1/2以内

(5) 配合飼料原料として飼料用米等の利用を促進するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)

<助成対象>

- ①原料サイロ、②製品サイロ、③粉砕機、④混合機及び付帯施設等

3 事業実施主体

民間団体(3月末に公募により決定)

4 所要額

3,140百万円

飼料用米導入定着化緊急対策の概要

※本事業のモデル実証については、20年産米を対象として実施

〇〇地区飼料用米利用協議会のモデル実証

※系統農協での米の集荷利用の場合のイメージ

事業の取組・成果が反映

【米の販売収入】

+

【事業による増加】
【本来の代金】

参加稲作農家
(米の供給)

JA
配合飼料工場

飼料

畜産農家
(利活用)

消費者

畜産物

付加価値化
の実現

飼料用米の
運搬・保管経費

飼料調製経費

畜産物分析費
PR費

畜産側の利活用の取組を支援（実証経費への定額補助）

利活用経費の
大幅な軽減

飼料米の円滑流通体制整備

対象：貯蔵サイロ、専用運搬車両等
補助率：2分の1（モデル実証集団）

配合飼料の利用体制整備

対象：原料・製品サイロ、混合機等
補助率：10.75%（メーカー）

インフラ整備
の経費軽減

利活用モデル実証

体制の整備